

予防編

予 防 編

地震後の通電火災に備えよ！

感震ブレーカーを お家に設置しましょう

最強精鋭 ケスレンジャーだ！ 地震発生 揺れがおさまっても 火災の危険がっ！ これでもくちえ！

Wow! いつでもいっけ

Power! これはどうだ

まだまだせめろぜ

かならずけすぜ

わがまちの火災を防ぎたい...! その想いだけは燃えたぎる!

とくしょうせんたい

特消戦隊 ケスレンジャー 出動!

あとにはほせる! わが家わが街の火災を防ぐぜ!

「感震ブレーカー」ってなに? 詳しくはこちらをチェックだ! /

「感震ブレーカー」とは地震を感じると自動的に電源を落として電気を止め、一度切れた電気が改めて通った時に起きやすい「通電火災」を防ぐことが期待できる装置です。

<https://www.city.oyama.tochigi.jp> 小山市消防本部 検索

小山市消防本部HP

小山市消防本部・消防署・小山市防火管理協会・小山地区危険物保安協会

最強精鋭 ケスレンジャーだ！ 地震発生 揺れがおさまっても 火災の危険がっ！ これでもくちえ！

感震ブレーカーで 通電火災を防げ!

Wow! いつでもいっけ

Power! これはどうだ

まだまだせめろぜ

かならずけすぜ

わがまちの火災を防ぎたい...! その想いだけは燃えたぎる!

とくしょうせんたい

特消戦隊 ケスレンジャー 出動!

あとにはほせる! わが家わが街の火災を防ぐぜ!

「感震ブレーカー」ってなに? 詳しくはこちらをチェックだ! /

「感震ブレーカー」とは地震を感じると自動的に電源を落として電気を止め、一度切れた電気が改めて通った時に起きやすい「通電火災」を防ぐことが期待できる装置です。

<https://www.city.oyama.tochigi.jp> 小山市消防本部 検索

小山市消防本部HP

小山市消防本部・消防署・小山市防火管理協会・小山地区危険物保安協会

感震ブレーカー設置啓発ポスター（本市予防課作成）

◇火災の予防◇

消防本部及び消防署では、消防法等に基づいて、次のような火災予防事務を行っています。また、出火した場合でも、被害を最小限度に軽減するため、様々な対策や活動を行っています。

<建築物等の同意>

建築物の新築、増築、改築、移転などの許可、認可又は確認申請に対して、申請された建築物等が防火に関する法令に適合しているかなど、消防の見地から審査を行い、建築主事等に同意、不同意の通知を行います。

■ 建築種別同意状況の推移

年 度 \ 種 別	新 築	増 築	大規模模様替 用途変更等	合 計
令和6年度	204	5	41	250
令和5年度	166	10	42	218
令和4年度	180	8	40	228
令和3年度	170	13	41	224
令和2年度	198	9	56	263

■ 用途別建築同意状況

建築物用途			年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1	イ	劇場、映画館等						3
	ロ	公会堂、集会所		3	2	4	8	
2	イ	キャバレー、カフェー等						
	ロ	遊技場、ダンスホール						
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
	ニ	個室型店舗等（カラオケボックス等）						
3	イ	待合、料理店等						
	ロ	飲食店		8	5	11	2	2
4		百貨店、物品販売店舗		10	17	13	14	13
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所						1
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅		15	20	21	15	25
6	イ	病院、診療所、助産所		4	5		6	5
	ロ	老人短期入所施設、障害児入所施設等		5	2	4	2	3
	ハ	老人デイサービスセンター、児童養護施設等		5	1	5	7	5
	ニ	幼稚園、特別支援学校						
7		学校、各種学校						2
8		図書館、博物館、美術館						
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等						
	ロ	イ以外の公衆浴場						
10		停車場等						
11		神社、寺院、教会等					1	
12	イ	工場、作業所		7	9	12	19	11
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ						
13	イ	自動車車庫、駐車場		3	2	4	3	1
	ロ	航空機の格納庫等						
14		倉庫		30	23	24	18	14
15		前各号に該当しない事業場		39	20	44	33	29
16	イ	複合用途（特定防火対象物）		3	1	3		3
	ロ	イ以外の複合用途（その他）		2	1	3	4	1
専 用 住 宅				75	69	45	62	94
計 画 変 更 ・ 許 可 申 請				41	41	35	30	51
合 計				250	218	228	224	263

＜防火査察と防火指導＞

建物や危険物施設などの使用開始後、その適正な状態が持続されているか、査察基準に基づき定期的に立入検査を行い、当該対象物の関係者が適正な維持・管理を行うように、また、違反状態にある場合には、是正するように防火指導します。

※ 査察基準とは、小山市火災予防査察規程第8条の基準をいう。

■ 防火査察状況

(防火対象物総数 4,970・危険物施設総数 615)

防火対象物用途等		査察計画数・査察実施数	令和6年度査察計画数	査察実施数
1	イ 劇場、映画館等		6	6
	ロ 公会堂、集会所		25	13
2	イ キャバレー、カフェー等		3	
	ロ 遊技場、ダンスホール		12	7
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等			
	ニ 個室型店舗等(カラオケボックス等)		4	3
3	イ 待合、料理店等			
	ロ 飲食店		113	46
4	百貨店、物品販売店舗		161	122
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所		30	13
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅		124	19
6	イ 病院、診療所、助産所		75	23
	ロ 老人短期入所施設、障害児入所施設等		65	69
	ハ 老人デイサービスセンター、児童養護施設等		120	37
	ニ 幼稚園、特別支援学校		3	2
7	学校、各種学校		106	71
8	図書館、博物館、美術館		6	5
9	イ 蒸気浴場、熱気浴場等		5	2
	ロ イ以外の公衆浴場		2	1
10	停車場等		2	1
11	神社、寺院、教会等		14	5
12	イ 工場、作業所		380	187
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ			
13	イ 自動車庫、駐車場		15	6
	ロ 航空機の格納庫等			
14	倉庫		111	92
15	前各号に該当しない事業場		250	96
16	イ 複合用途(特定防火対象物)		221	78
	ロ 複合用途(その他)		61	16
17	重要文化財等			
危険物施設			329	340
合 計			2,243	1,260

<防火対象物点検報告>

防火対象物について、管理権原者が、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長に報告するものです。該当する対象物は、飲食店や物品販売店舗等の用途部分が存する防火対象物で、下表のとおりです。

また、管理を開始して3年間以上消防法令を遵守していると認められた場合、点検報告の義務が3年間免除される特例認定制度があります。



防火基準点検済証



防火優良認定証

点検報告の結果基準に適合しているものは「防火基準点検済証」を、特例認定を受けたものは「防火優良認定証」を表示することができます。

■ 防火対象物点検報告状況

(令和6年度中)

防火対象物用途		該当数			該当対象物					
					第一号			第二号		
		総数	報告対象物数	認定対象物数	該当数	報告対象物数	認定対象物数	該当数	報告対象物数	認定対象物数
1	イ 劇場・映画館 等	5	2	2	5	2	2			
	ロ 公会堂又は集会場	39	23	8	39	23	8			
2	ロ 遊技場等	10	8		10	8				
	ニ 個室型店舗等	2	2		2	2				
3	ロ 飲食店	3	2		1	1		2	1	
4	百貨店・物品販売店舗 等	66	59	1	66	59	1			
5	イ 旅館・ホテル 等									
6	イ 病院・診療所・助産所	4	3		4	3				
	ロ 老人短期入所施設									
	ハ 老人デイサービスセンター	6	4	1	5	4	1	1		
	ニ 幼稚園・特別支援学校									
9	イ 蒸気浴場・熱気浴場 等	2	1		2	1				
16	イ 複合用途	51	46	2	43	40	2	8	6	
合 計		188	150	14	177	143	14	11	7	

1 表中の「第一号」とは、収容人員が300人以上の防火対象物をいう。

2 表中の「第二号」とは、収容人員が30人以上300人未満で、防火対象物用途が地階又は3階以上の階に存するもので、その階から避難階又は地上に直通する階段が1つのものをいう（屋外階段等がある場合を除く）。

※収容人員の算定方法は、消防法施行規則第1条の3に定められており、建物の用途によって算定方法が異なります。

＜防火対象物適合表示＞

宿泊施設からの申請に基づいて消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対し「適マーク」を交付します。

制度の対象となるのは収容人員30人以上で、地階を除く階数が3階以上の宿泊施設です。

「適マーク」には金色と銀色の2種類があり、消防機関が審査した結果、表示基準に適合していると認められた場合は「適マーク（銀）」が交付され、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は「適マーク（金）」が交付されます。



適マーク（銀）



適マーク（金）

＜違反対象物の公表制度＞

建物の利用者自らが、その危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択、判断ができるよう、消防機関が立ち入り検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容等をホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物は、飲食店、物品販売店、ホテル等の不特定多数の方が出入りする建物や病院、福祉施設等の一人で避難することが困難な方が利用されている建物で、消防法令で義務付けられた消防設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備が設置されていない建物で、消防機関が違反を確認し、建物の関係者に違反を通知してから14日が経過してもその違反が継続している建物です。

＜違反対象物の公示＞

消防機関が、立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示します。

公示の方法は、建物等の所在地、名称等を市役所前掲示場並びに消防本部及び防火対象物が存する区域を管轄する消防署、分署または分遣所の掲示場への掲示、ホームページへの掲載です。

<危険物の許可>

危険物火災は、発生危険や延焼の拡大危険が大きく、さらに消火が困難であることから、一定の数量（指定数量）以上を貯蔵し、取り扱う時は、消防法令に基づいた施設の位置、構造、設備について小山市長の許可が必要となります。さらに危険物を取り扱う者は、都道府県知事の交付する免状が必要となります。

※危険物とは消防法別表第1に掲げる品名で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

※指定数量とはその危険性を勘案して危険物の規制に関する政令別表第3で定める数量をいう。

■ 危険物施設規模別施設数及び許可状況

（令和7年4月1日現在）

施設規模及び 許可件数 危険物施設		施 設 規 模									令和6年度 許可件数	
		総 数	5 倍 以 下	5 倍 を 超 え 10 倍 以 下	10 倍 を 超 え 50 倍 以 下	50 倍 を 超 え 100 倍 以 下	100 倍 を 超 え 150 倍 以 下	150 倍 を 超 え 200 倍 以 下	200 倍 を 超 え 1000 倍 以 下	1000 倍 を 超 え 5000 倍 以 下	設 置 許 可	変 更 許 可
製 造 所		5	2	3								2
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	133	61	37	26	7	1	1			2	
	屋外タンク貯蔵所	67	17	16	30	3	1				2	6
	屋内タンク貯蔵所	9	6	2	1							
	地下タンク貯蔵所	95	41	26	16	8	1		3			1
	簡易タンク貯蔵所	1	1									
	移動タンク貯蔵所	34	31		2	1					1	1
	屋 外 貯 蔵 所	23	8	13	2							
	小 計	362	165	94	77	19	3	1	3		5	8
取 扱 所	給 油 取 扱 所	81	9	6	26	6	3	4	27			8
	第一種販売取扱所	1		1								
	第二種販売取扱所											
	一 般 取 扱 所	153	85	28	37	1	1		1		4	38
	移 送 取 扱 所											
	小 計	235	94	35	63	7	4	4	28		4	46
合 計		602	261	132	140	26	7	5	31		9	56

■ 危険物類別施設数

(令和7年4月1日現在)

類別等 危険物施設			1	2	3	4	5	6	混在	合計
製 造 所						5				5
貯蔵所	屋内貯蔵所			1		125			7	133
	屋外タンク貯蔵所					67				67
	屋内タンク貯蔵所					9				9
	地下タンク貯蔵所					95				95
	簡易タンク貯蔵所					1				1
	移動タンク貯蔵所					34				34
	屋外貯蔵所					23				23
	小 計		0	1	0	354	0	0	7	362
取扱所	給油取扱所	営 業				35				35
		自家用				46				46
	第1種販売取扱所					1				1
	第2種販売取扱所									
	一般取扱所					150			3	153
	移送取扱所									
	小 計		0	0	0	232	0	0	3	235
合 計			0	1	0	591	0	0	10	602

■ 危険物施設数年度別比較

年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
施設数	602	615	613	624	620

■ 危険物関係届出状況

届出	年度				
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
譲渡引渡届出書	4	2	1	4	11
品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	10	12	12	18	9
廃止届出書	18	8	18	9	22
保安監督者選任・解任届出書	89	50	53	51	51
資料提出書	151	150	153	176	223

■ 危険物タンク水張検査数

申請等	年度				
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
完成検査前検査申請書	28	76	28	2	2
少量危険物等タンク検査申出書	114	77	0	0	0

＜各種届出の受理と指導＞

火気を使用する設備又は使用に際し火災の発生のおそれのある設備を設置し、並びに火災時の消火活動に重大な支障となる物質を貯蔵する場合等は、消防法、火災予防条例に基づき届出が必要となります。

これらの届出書に基づき、火災の予防及び災害並びに火災の発生時における被害の軽減を図るため、届出の内容を審査し、現地検査等を実施して防火の指導をしています。

また、消防用設備等（消火、警報、避難のための設備や器具など）を設置した場合も、届出に基づき法令上適切に設置されているか検査を行います。

■ 各種届出状況

件 名	年 度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
防火対象物使用開始届出書		132	142	162	134	143
炉・厨房設備・ボイラー設置届出書		12	11	12	8	12
温風暖房機設置届出書		3	2	1	2	2
給湯湯沸設備設置届出書		4	5	4	4	10
乾燥設備設置届出書		5	3	8	5	6
サウナ設備設置届出書			1	1		
ヒートポンプ冷暖房機設置届出書					2	
火花を生ずる設備設置届出書						
放電加工機設置届出書		1			2	
急速充電・燃料電池・発電・変電・蓄電池設置届出書		98	67	92	55	70
ネオン管灯設備設置届出書						
水素ガスを充てんする気球の設置届出書						
火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書		150	147	137	124	103
煙火の打上げ・仕掛け届出書		61	56	36	38	26
催物開催届出書		1	2	2		
水道の断減水届出書			1		1	4
道路工事届出書		277	299	318	298	287
露店等の開設届出書		188	148	91	57	14
指定洞道等届出書						
少量危険物貯蔵取扱届出書		48	28	42	62	49
指定可燃物貯蔵取扱届出書		25	17	25	9	7
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書		85	68	137	52	158
消防設備業届出書		12	9	9	7	18
禁止行為の解除承認申請出書		15	5	9	16	7
消防計画の作成(変更)届出書		455	440	416	386	316
防災管理に係る消防計画の作成(変更)届出書			1		1	
防火管理者の選任届出書		352	367	368	350	290
防火管理者の解任届出書		294	318	314	299	228
防災管理者の選任届出書		6	10	4	7	2
防災管理者の解任届出書		6	10	3	7	
防火対象物全体の防火管理に係る消防計画の作成(変更)届出書		8	5	4	2	4
防災対象物全体の防災管理に係る消防計画の作成(変更)届出書				2		
統括防火管理者の選任届出書		9	4	6	4	5
統括防火管理者の解任届出書		5	2	5		5
統括防災管理者の選任届出書						
統括防災管理者の解任届出書						
自衛消防組織の設置届出書				4		6
自衛消防組織の変更届出書		7	10	6	9	14
消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検報告		1,896	1,682	1,866	1,757	1,668
火災予防上必要な業務に関する計画届出書		1	1			
計		4,156	3,861	4,084	3,698	3,454

■ 消防用設備等届出状況

年 度		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
設 備 名						
設 置 届 出	消 火 器 具	78	74	61	77	99
	屋 内 消 火 栓 設 備	16	15	17	13	19
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	2	9	10	16	21
	泡 消 火 設 備	1	2	2		
	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備					3
	ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	1	2	1	1	
	粉 末 消 火 設 備	1	4	7	1	4
	屋 外 消 火 栓 設 備	9	4	9	12	12
	動 力 消 防 ポ ン プ 設 備			1		
	自 動 火 災 報 知 設 備	136	123	115	146	174
	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備					
	漏 電 火 災 警 報 器					1
	消防機関へ通報する火災報知設備	15	15	11	8	16
	非常警報器具・非常警報設備	19	14	25	37	39
	避 難 器 具	10	15	10	8	18
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	99	92	85	97	97
	消 防 用 水	2	1	3	3	
	排 煙 設 備			1	1	3
	連 結 送 水 管		2	3	3	4
	非 常 コ ン セ ン ト 設 備		1	1		2
	消防法施行令第29条の4 ※注	11	9	3	7	12
	小 計	400	382	365	430	524
着 工 届 出	屋 内 消 火 栓 設 備	9	13	13	13	11
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	4	7	12	20	17
	泡 消 火 設 備	1	2	2		
	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備					4
	ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備		1	2	1	
	粉 末 消 火 設 備	1	1	8		4
	屋 外 消 火 栓 設 備	10	5	10	10	8
	自 動 火 災 報 知 設 備	107	116	112	95	111
	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備					
	消防機関へ通報する火災報知設備	16	14	14	6	17
	避 難 器 具	13	21	16	9	13
	消防法施行令第29条の4 ※注	10	3	3	1	5
	小 計	171	183	192	155	190
合 計		571	565	557	585	714

※注 消防法施行令第29条の4 とは

パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備、特定駐車場用泡消火設備

防 火 団 体

災害や事故などを未然に防止することや、有事の際における対策は、消防機関だけでは到底で
 することではありません。そこで、危険物を取り扱う事業所を対象に「危険物保安協会」、防火管
 理者の選任事業所を対象に「防火管理協会」があります。また、家庭内で火の取り扱うことが多
 い女性の方を対象にした「女性防火クラブ」、さらに、幼い頃から火災予防について関心を持って
 もらうため、「幼年消防クラブ」、「ES消防クラブ」など、各種防火団体を育成しています。

<協力団体>

◇ 小山地区危険物保安協会 ◇

(令和7年4月1日現在)

設 立 年 月 日	会 長 名	会 員 数
昭和34年5月11日	塚 原 義 太 郎	203事業所

◇ 小山市防火管理協会 ◇

(令和7年4月1日現在)

設 立 年 月 日	会 長 名	会 員 数
昭和47年5月10日	鈴 木 隆 作	260事業所

<育成団体>

◇ 小山市女性防火クラブ連合会 ◇

(令和7年4月1日現在)

設 立 年 月 日	会 長 名	会 員 数
昭和59年12月5日	椎 名 起 世 子	26 クラブ (955名)

◇ 小山市幼年消防クラブ連合会 ◇

(令和7年4月1日現在)

設 立 年 月 日	会 長 名	会 員 数
平成20年7月7日	大 山 裕 孝	44クラブ (5,217名)

◇ 小山市 ES 消防クラブ運営委員会 ◇

(令和7年4月1日現在)

設 立 年 月 日	運 営 委 員 長 名	会 員 数
平成23年7月7日	黒 川 博 由	24クラブ (309名)

＜火災予防相談＞

消防本部、消防署（各分署・分遣所）では、住民の皆様からの火災予防に関する「心配ごと」、「悩みごと」、「火気使用設備、器具の取り扱いの注意点」など、火災予防に関するお問合せに常時対応しています。

＜火災予防広報＞

消防本部、消防署（各分署・分遣所）では、春（3月1日から3月7日）、秋（11月9日から11月15日）の火災予防運動及び年末年始（12月25日から1月7日）の火災特別警戒を実施して、住民の皆様には火災予防を呼びかけています。

これらの期間中は消防本部車両による巡回広報、防火パンフレット等の配布、一般住宅防火診断、行政テレビ、おーラジ出演、広報おやま、広報のぎに掲載及び特別立入検査などを実施しています。

この他にも、消防団車両での巡回広報、幼年消防クラブ員による防火はっぴ登園、防火管理協会員の小山広域廃棄物処理協同組合のごみ収集車に火災予防横断幕を掲載、女性防火クラブ連合会による啓発品の配布、防火管理協会や危険物保安協会員の物品販売店やガソリンスタンドなどで発行するレシートへの啓発文印字、自動販売機への啓発シートの貼付、ヤクルトレディのバッグに啓発シールを貼付して巡回など、様々な啓発を実施しています。

＜住宅用火災警報器の設置・点検＞

住宅用火災警報器は火災の煙を感知して警報音などを発する警報器です。就寝中などに発生した火災をいち早く知らせることにより、逃げ遅れによる死傷者を減らすことができます。住宅用火災警報器は小山市火災予防条例で設置が義務化されています。

すでに設置してある警報器でも、電池切れや電子部品の寿命で火災を感知しなくなるなど、適切に作動しない場合がありますので、定期的に作動確認を行うとともに、設置から10年以上経過している場合は本体内部の電子部品の劣化が考えられるため本体の交換をしてください。

住宅火災から命を守るため、設置されていない方は設置を、すでに設置してある方は定期的な作動確認及び適切な取替えをしましょう。

＜感震ブレーカーの設置＞

大地震の発生に伴い、電気機器や傷ついた配線からの出火、停電が復旧した時に発生する通電火災の発生は地域全体の甚大な被害をもたらすことになります。

通電火災とは、電気ストーブやオーブン、ドライヤーなど、熱を発する家電製品が、停電の復旧によって再び動き出し、可燃物に接触して発生する火災です。このような通電火災を防ぐために、震災時の避難や外出の際には、必ずブレーカーを切ることに加え、地震の揺れを検知して電源を遮断する感震ブレーカーの設置を推奨しています。